

# 宅地建物取引主任者証の 取り扱いについて

宅地建物取引業法の一部を改正する法律により、平成27年4月1日から「宅地建物取引主任者」の名称が「宅地建物取引士」に変わります。

ただし、経過措置により平成27年4月1日以降も「宅地建物取引主任者証」は、「宅地建物取引士証」として、そのまま使用できます。

公益社団法人

福岡県宅地建物取引業協会

